⑦中期目標	①中期計 画	⑦平成21年度計画	②平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(事務方たたき台)
・その他年金記録問題の解 決に向けて取り組むことが 必要な事項	その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。	その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。	その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進めたか。	○重複した基礎年金番号の解消に向けては、旧社会保険庁当時の平成21年6月及び10月、機構発足後の平成22年2月に、機械的に同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者)を行い、重複付番の解消処理を行いました。 平成22年2月調査(3月送付)重複付番判明件数及び解消処理件数	(理由) 重複付番件数は、平成20年2月調査より3,499件減少、平成21年2月 調査より820件減少しており、日々 の重複付番の解消の成果があり ました。 解消作業については、機構設立に 伴う人員減少などの影響から未免 型割合が高い年金事務所・事務セ ンターがあるため、それぞれの事 情を踏まえながら期限内の終了を 促進しました。	評価:B ○重複した基礎年金番号の解消についたまで、現状把握が不十分であることから、今後、年金記録回復委員会の議論を踏まえる等、更に努力する必要がある。 ○その他の年金記録問題の取組として、無年金者への取組を進めるお、社録で25年の一分があ保険オンラインシステム上の記さない方(50万人)に対して、年金加入期間に関するお知知らせを送付したことは、平成22年3月末でエロ会受給につながったことが1万人の方のまたな年定の効果があったものと言える。
の業務の質の向上に関する	Ⅱ 提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項	Ⅱ 提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	Ⅱ. 提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項			-
事項 (1)適用事務に関する事項	1. 適用事務に関する事項	1. 適用事務に関する事項	1. 適用事務に関する事項			
○ 国民年金の適用を促進すること。	(1)国民年金の適用の促進 以下の取組により、国民年金の適用 の促進を図る。 ア住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、職権による適用事務の実施により、適用を促進する。 イ転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。 ウ国民健康保険の保険者である市町村との連携により、適正な届出を促進する。	(1)国民年金の適用の促進 中期計画に沿って、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達 者の適用促進その他の対策を着実に 推進する。	テムを活用した20歳到達者の	〇住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、完全適用(加入手続き)を行いました。 本項 平成20年度 平成21年度 住基ネットにより 129万人 124万人 129万人 124万人 125万人 126万人 127万人 137万人 1	評価: B (理由) 住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、加入手続きを行いました。	評価: B (理由) (理由) (逆前と同様の取組ではあるが、住 基ネットを活用して把握した20歳 到達者に対して国民年金への加 入の届出勧奨を行い、それでもな お届出がされない場合に、対象と な方全員に対して加入手続きを 行った。

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績		(事務方たたき台)
	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに家とに実め、数値目標や具体的なスケジュールを全事務所ごとに家とし、本語は一個別計のできるでは、重点的加入指導(職員による個別計の場合とのよび、電別計の場合をでは、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保 険の適用の促進	(2)厚生年金保険・健康保険・ 船員保険の適用の促進	〇未適用事業所の把握及び適用 (加入手続き) の促進については、旧社会保険庁における取組 を継続し、以下の取組を行いました。		評価:C
○ 厚生年金保険等の適用 については、未適用事業所 を把握の上、促進すること。	が保有する社会保険加入状況等の情報を収集・活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な把握に努める。イ 未適用事業所の加入勧奨等の適用促進業務について、外部委託により効率的に行う。ウ 加入指導から立入検査及び職権定める。エ ウによる手順・基準に基づき、外等に先と連携しつつ、呼出や訪問る。エ ウによる手順・基準に基づき、外部による重点的な加入指導を実施づき、加入指導後に届明を行わない事業所に対して、立入検査の上、職権適用を着実に実施する。	報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報等を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。 イ 未適用事業所への重点的加入指導及び職権適用の実施平成21年12月末までに民間委託による文書・訪問による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届	① 厚生年金保険等の適用の 促進について、年金記録問題 への対応状況を踏まえつつ、 平成21年度は特に未適用事 業所の的確な把握、未適連・認 定による加入手続を実施した か。	〈民間委託による適用勧奨〉適用促進対象事業所に対しては、民間委託の活用による文書・電話動奨及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の把握に努めました。 〈機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等の実施〉加入動奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模(10人)以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問にお金重点的な加入指導を実施しました。また、重点的な加入指導を実施しました。また、重点的な加入指導後においても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査を行い、必要に応じて認定による加入手続き(※10)を実施しました。その他、公共職業安定所からの求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、自動車運	おける目標設定及び進捗管理を 徹底するよう指示しました。 雇用保険の適用事業所情報、新 規設立法人情報や地方運輸局等 からの情報等を活用して未適用事 業所の的確な把握に努めました。 また、呼出や訪問による重点的な 加入指導等を実施しました。その 結果、平成21年度については、お	①について 旧社会保険庁における取組を終験の

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	②平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	の日本年金機構 の自己評価	②厚生労働省の評価 (事務方たたき台)
•		か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。 ・重点加入指導実施事業所数	② 各年金事務所においては、 重点的加入指導実施事業所数 及び立入検査数について、平 成22年1月から3月までの間 の目標を適正に設定し、進捗 管理を徹底したか。	《用語解説》 (※10)事業主が事業所の新規適用届や被保 陵者の資格取得届を自主的に届出しない場 合において、事業所調査に入ることによって 被保険者の資格所得届を旧社会保険庁の権 限により確認することを「職権適用」と表現し ておりましたが、日本年金機構として文言の 整理を行い、「認定による加入手続き」とした	おける目標設定及ひ進沙管埋を 徹底するよう指示しました。その結 転、平成21年度については、おお むね前年度並みの取組を行うこと が出来ました。 年金記録問題への対応を優先す る中で、適用の促進に十分なマン、 パワーの投入ができていない状況 ですが、今後、中期目標である平 成18年度実績の回復に向けて、よ リー層の努力が必要と考えていま	年1月から3月までの間の計画 は設定している。しかしながら、 平成22年1月から3月までの実 施数は、計画値の合計を下 回っている状況であり、各年金 事務所において、適切な進捗管 理がなされていたとは評価し難
				○適用に係る上記のような各種取組の実績については、前年度と概ね同程度の水準となっていますが、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準1を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要えて、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっています。 ・職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数1,652事業所(平成20年度)→ 3,390事業所(平成21年度)・適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数3,381事業所(平成20年度)→ 3,139事業所(平成21年度)・うち認定による加入手続き(職権適用)実施数21事業所(平成20年度)→ 34事業所(平成21年度)・事業所調査件数45,933事業所(平成20年度)→ 47,402事業所(平成21年度) + 121年度) → 47,402事業所(平成21年度) + 121年度) → 47,402事業所(平成20年度) → 47,402事業所(平成21年度)		※ 平成22年1月から3月までの間の計画値及び実施数(回数) 重点加入指導実施数(回数) 計画値の合計:4,052回実施数の合計:728回 ○ 立入検査実施379回実施数の合計:379回 (注)計画値の合計:2回(注)計画値を単純に積み上げたものである。 <> う 大変 表表・電話 勧奨件数 予定数の合計:402件 実
				〇全喪届(※11)の適正化については、引き続き、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務付けるなどの取組を行っています。 《用語解説》 (※11)厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。 【別表6:厚生年金保険適用関係指標の推移】		実施数の合計:5,042事業所なお、①、②ともに、実績が計画値を下回っている状況であるが、年度途中に社会保険庁から日本年金機構への移行が行われたこと、平成21事業年度は3か月しかなかったこと、国家プロジェクトである年金記録問題への対応を優先したことなど特殊事情を考慮する必要がある。

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	②平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	切日本年金機構 の自己評価	(事務方たたき台)
	2. 保険料等収納事務に関する事項	2. 保険料等収納事務に関する事項	2. 保険料等収納事務に関する 事項			
	(1)国民年金の納付率の向上	(1)国民年金の納付率の向上	(1)国民年金の納付率の向上			評価:
	の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4 ~5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。 また、現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、	を始まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指	納付率について、平成21年度 は特に現年度のみ未納者への 納付替励、口座振替勧奨DMの 送付等に重点的に取り組むこと により、平成21年12月末時点 の納付率から平成22年3月末		納付率の向上に向けた各種取組 を着実に実施していますが、中期 計画の目標達成のために更なる	①について 現年度保険料の納付督励に ついては、分割納付書及び口 座振替勧奨ダイレクトメールを 対象者全員に送付する等着実 に実施した。
する事項 ○ 国民年金制度への理解 と信頼を深め、保険料の納 付率の低下傾向に歯止める かけ、これを回復させるよう 努めること。また、厚生年金 保険等の保険料について、 未適用事業所の適保を図るこ 、収納の確保を図るこ	果的な収納対策を進める。当該取組にあたっては、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。	ア 現年度のみ未納者への納付督励 現年度のみ未納期間を有する者に対 して、納付勧奨のチラシを同封した納 付書を送付する。(平成22年2月末か ら3月中旬を目途に送付。)		①国民年金保険料の未納期間(現年度のみ)を有する者に対して、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を平成22年2月末から3月末にかけて送付し、納付督励を行いました。さらに、納付書送付後は市場化テスト(※13)受託事業者と連携し、電話納付督励、戸別訪問などの事後フォローを行いました。 事項 平成20年度 平成21年度 分割納付書 170万件 151万件		
と。その際、市町村や公共 職業安定所等との効果的な	効率的に実施する。					

イ 保険料の納付替助業務及び免除 等制理業第二のこれで要決な場合であり、	⑦中期目標	①中期計画 ②平成2	1年度計画 ②平成	t21年度における 評価の視点		.21年度 業務の実	における !績		(事務方たたき台)
基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事実については、ブロック 本部と年金事務所の連携を密にして、プロック 本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。 「活用する。 「事項 平成20年度 平成21年度 長 終 催 告 16,350 件 17,131 件 状 送 付 件 数 督 促 状 送 8,160 件 10,061 件		務について、要求水準を明 アによる納付書達 小部委託を行うとともに、適切 テスト受託事業者	送付者に対し、市場化 さとの連携による納付		(※13)市場化学 サービスの良が のでは、 で、 ので、 のいウをだる いつをでは、 、 、 、 、 、 、 、 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、	に関する法律 対等な立場で、 、民間業者の 仕組みです。 仕組みを利用(のうち、強制徴りに民間委託し	リに基づき実施し 提供するサービス D創意工夫やノウ ンで国民年金保険 収を除く納付勧奨 ています。(免除		
じ、国税庁に委任する仕組みを適切に 活用する。 - 事 項 平成20年度 平成21年度 最終催告 16,350 件 17,131 件 状送付件 数 を促状送 8,160 件 10,061 件		適切に実施するとともに、徴 平成20年度以前な事案については、ブロック 先的に整理する金事務所の連携を密にして、納の解消を図り、保険料収	着手分について、優	義	義務を果たさず 彡響を与えかね	、他の被保障ない未納者!	建者の納付意欲にも 対しては、強制徴		
最終催告 16,350 件 17,131 件 状送付件 (2,758 件) 数 督促状送 8,160 件 10,061 件		庁に委任する仕組みを適切に		•	東頂	平成20年度	亚成21年度		
状送付件 (2,758件) 数 督 促状送 8,160件 10,061件		•							
					状送付件	10,000			
					督 促 状 送付件数	8, 160 件			
差押件数 5.534件 3.092件 (314件)					差押件数	5,534件	3,092件		
※平成21年度の () 書きは、機構発足後(1月 ~3月)の数値				*	※平成21年度の ~3月)の数値	()書きは	、機構発足後(1月		

⑦中期目標	④中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(事務方たたき台)
	エ 口座振替の勧奨及び広報を実施 し、口座振替の促進を図る。口座振替 実施学について、中期目標期間中、毎 口座振替勧奨を実施する。(平成22年 年度の口座振替実施率が前年度の当 該率と同等以上の水準を確保すること を目指す。		③口座振替の推進については、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメール(DM)による勧奨、未納者に対する特定業務契約職員(国民年金推進員)による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨等により積極的な取組を実施しました。			
				事項 平成20年度 平成21年度 口座振替動 140万件 133万件 契DM送付件数 件数については、各年度とも2月初旬に送付した件数	·	
				< 参考 >		
	オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が			利用率 ④所得情報を活用して免除等申請書未提出者に対して免除勧奨を実施しました。		
	前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。	a		事項 平成 20 年度 平成 21 年度 第 1 号 被保険者数 1,966 万人 1,951 万人		
	力 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。			免除 勧 奨 166 万件 (21 万件 4 数 (21 万人 535 万人		
				数 等 〈26.5%〉 〈27.4%〉		

⑦中期目標	②中期計画	②平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点		1年度に		力日本年金機構 の自己評価	(事務方たたき台)
				※第1号被保険者数ない。 ※免除勧奨件数はケである。 ※全額免除者数等に 年者納付猶予Jを含 ※「全額免除者数等に 年のる割合である。 ※「平成21年度」欄の ~3月)の数値である	「イレクトメール」 には、「学生納付む。 翼のく >内は る。 D()書きは、機	による勧奨件数 特例」及び「若 第1号被保険者		
	,			〇なにおいて、たいでは、 を取りました。要能しました。要能しました。要能しました。要能しました。要能しました。要能していいないで、 でできなできない。ストの連携がした。といるようの連携がした。として学げられままた。	奨業務について 市場化テストに 方、事業よっストに 方、事業す。法に がいたな手に減なる で、これでなる で、これでは ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる では	は127か所の年記事業者によりついては相当程限する要求、低コリカラが、関リア列が関のしていることが、ロットア列が関かしていること等が、機構と受託事業		
				○このため、平成22: 185か所の年金事務 て、入札方式や実施 託事業者との情報交 方針としています。	所に係る業務の 要項の見直しを)委託に当たっ 行うとともに、受		
				〇これらの取組のほ て、コンビニエンスス 携帯電話などによる る納付方法について 封リーフレット等によ 利用促進に努めまし	トアでの納付、 電子納付、クレ 、納付書の裏面 り納付方法の周	インターネットや ジットカードによ iへの記載や同	•	
	·			事項	平成 20 年度	平成 21 年度		•
				コンビニエンスス	966 万件	1,107万件		
				トアでの納付		(267 万件)		
				インターネットや	38 万件	42 方件	•	
	·			携帯電話等の電子 納付		(10 万件)		
				クレジットカード	32 万件	78 万件		
				による納付		(20 万件)		
·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※平成21年度の(月)の数値)書きは、機構角	€足後(1月~3		

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点		1年度に 多の実績	おける	切日本年金機構 の自己評価	(事務方たたき台)
		②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督励納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。	励納付月数」について、平成2 実施した平成21年12月までの 2年1月から3月までの間の目 「納期限内納付月数」及び「督 標を適切に設定し、進捗管理を 可能な限り前年度並みの実績	に策定した行動 引までの取組状 及び「督励納付 ナの実績を確保	助計画に基づき 況を踏まえ、 月数」について することを目標	平成22年1月に年度末に向けた 3ヶ月の特別対策の各種取組み徹 底について指示し、その後、4月に	てに基づき実施した平成21年12 月までの取組状況を踏まえ、	
				事項	平成 20 年度	平成21年度		「納期限内納付月数」及び「督 励納付月数」について可能な
				納期限内納付月数	9,817万月	(3 月末) 8,615 万月		り前年度並みの実績を確保することを目標に設定したが、い
				督励による納付月数	1,056万月	878 万月		ずれも前年度実績を下回って
				I WILLY SHAIN HX	1,000 AA	6/6 /J H		り、適切な進捗管理がなされたとは評価し難い。
				<参考> 納付督励σ	実施状況			
				事項	平成 20 年度	平成21年度		
				電話納付督励	1,483 万件	1,969万件		
				戸別訪問督励	1, 103 万件	419 万件		
				集合徴収	818 万件	1,305 万件		
				計	31 万件	11 万件 3, 704 万件		
					3,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	47.77.73.11		
				(注)上記の納付督励 び市場化テスト事業者)件数は、職員 による納付督属	、収納指導員及 動の総数である	ż.	
				【別表7:国民年金適用収 【別表8:国民年金保険料 【別表9:国民年金保険 移)	現年度納付率	の年次推移】	É	
				, 《用語解説》 ····································				
				(※14)平成19年度(する平成21年度末3 納付対象月数」に占	見在における19 める「平成19年	年度分の 手度から21		
				年度末までに納付さ 数」の割合	れた19年度分	の納付月		

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績		(事務方たたき台)
	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保 (2)厚生年金保険・健康保険・船員保 原等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等について、未適用事業所の適用を進めつつ、 以下の取組により、確実に保険料収入を確保するとともに、保険料等を滞納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実 に実施する。	(2)厚生年金保険・健康保険・船員保 険等の徴収対策の推進	(2)厚生年金保険・健康保険・ 船員保険等の徴収対策の推進			評価:C
		①厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。			業務の着実な推進等について、ま	①について 口座振替の推進については、新規 適用時に口座振替の勧奨を行って いるものの、20年度実績を下回っている。 〈口座振替実施率〉 20年度→21年度 厚年 81.9%→81.2% ▲0.7% 健保 82.8%→81.5% ▲1.3% 船保 55.6%→52.1% ▲3.5%
	ア 口座振替の勧奨及び周知を実施 し、口座振替の促進を図る。厚生年金 保険等の保険料収納に係る口座振替 実施率について、中期目標期間中、毎 年度の口座振替実施率が前年度の当 該率と同等以上の水準を確保すること を目指す。	保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。		○保険料の納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保験料納付の促進に努めました。具体的には、新規適用届を提出する事業所に対して、口座振替による納付を推奨しました。 ○しかし、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前年度の実績を下回りました。 □座振替実施率(厚生年金保険) 81.9% (平成20年度) → 81.2% (平成21年度)		滞納事業所に対する納付指導については、皆促指定期限までに執付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については職員が訪問し、直接納付督励を実施した。また、滞納郵業所を含めた納付困難事所及び不動産等の機関、取引先事業所及び不動産等の機関、取引先事業、差押予告通知等による納付督励に努め、納付計画を示さない悪質な事業所に対しては、差押表の実施による納付すでは、差押を通知等による納付を励に努め、納付計画を示さない悪質な事業が記しては、差押表の実施による。
				7		う厳しい経済情勢の下で、20年度実 績を0.4~0.9ポイント下回っている。 20' 21' (改善幅) 厚年 98.4% → 98.0% ▲0.4 健保 97.2% → 96.5% ▲0.7 船保 93.3% → 92.4% ▲0.9

⑦中期目標	④中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	伊平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(事務方たたき台)
	的なスケジュールを定めた行動計画を 機構全体及び各年金事務所ごとに策 定し、当核計画に基づき、滞納事業所 に対する納付指導及び滞納処分を確 実に実施する。	イ 滞納事業所に対する納付指導及び 滞納処分 滞納事業所に対しては、速やかに保険 料の納付替励を行い、確実な徴収と滞 納の長期化の防止を図る。 なお、現下の厳しい経済情勢を踏ま え、滞納事業所から納付が困難である 旨の申出があった場合には、事まで所の 経営状況や将来の見通しなどを丁寧に 聞き取ったうえで、きめ細やかな納付 指導を行う。		〇滞納事業所に対する納付指導のでは、 でに、 ない、長期・大口は、 では、長れい事業所になるが、 でに、 をは、表れい事業所になりでは、 でに、 をは、表れい事業が、 でに、 でに、 をは、表が、 でいる。 でいるが、 でいる		滞納事業所数 20°147,171→21°162,423(+15,252) 差押執行事業所数 20°10,483→21°8,250(▲2,233) 〈経済指標〉 20°21' 実質GDP 541兆円→531兆円 ▲2.0%
				○しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率については、前年度の実績を下回ることとなりました。保険料収納率(厚生年金保険)98.4%(平成20年度) → 98.0%(平成21年度) 【別表10:厚生年金保険等徴収関係指標の推移】	·	
	ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。				·	
		保険事務所が平成21年6月に策定し	② 各年金事務所においては、収納率・滞納事業所解消数及び口座振替実施率について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。		評価:B (理由) 年金事務所に対して、1月に年度 末に向けた収業務の着実な推進 等について、3月に年度末の収納 対策(未接触事業所への電話納 付督励等)について指示し取り組 みを進めました。 しかし、収納率、口座振替実施率 とも厳しい経済情勢の下で滞納ら 業所が大幅に増加したこと等から 前年度を下回る結果となりました。	管理がなされていたとは評価し難